

右判決ニ付シテ沖尚一々其ノ後取テ金算本ニ付テ申シ本目日金算成リ今日
供託ヲ了シテハ為メ翌日ヨリ申除テハ八日ヨリ事業開始シ金職工一齊就業ノ趣アリ

要求事項一事業全沖上付シ

(1) 休業中ノ臨時休業中ニ付テは(類)明布セテ何等ノ利息ニ付テも其ノ方付者
ニ付シテ惣額ノ得ル額)

二板処分申請者曾根田三斗

(1) 債権債務等ノ係リ操業ヲ停止セシメテモ解決ヲ見ルテ得ヘク速方ニ復命分

ノ解除ヲモテシメシムルハ臨時休業中ノ手名ヲ沖上共ニ其一ノ額ヲ肩担支給セシメシム

解決事項 大シ